

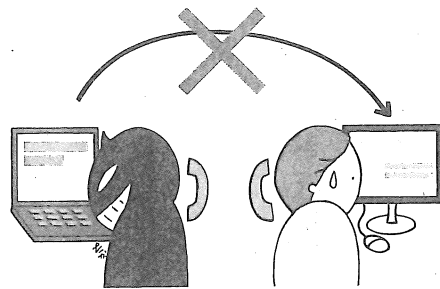
生活 パソコン

【アドバイス】
 必要もなく、パソコンの設定は遠隔操作で行う」と強引に勧誘されて承諾してしまった。その後、契約内容案の内書が届き内容を確認すると、業者の住所が記述されていなかった。▼解約を希望しても

通信契約の勧誘トラブル

相談が寄せられていました。不審に思い「解約高額の解約料を請求します。その手口を紹介したい」と業者に電話すると、解約料1万5千円を請求された。抗議すると、上司に報告してから連絡すると言います。【事例】電話会社の千円を請求された。抗議すると、上司に報告してから連絡すると言います。▼通信サービスの契約は複雑です。特に電話勧誘の場合は事前に

業者の遠隔操作に注意



されず、本当に必要なものか判断して契約しましょう。よく理解せず、言われるままパソコンを操作して勧誘業者に遠隔操作をさせることは注意が必要です。

資料が送られるケースは少なく、口頭での承諾のみで契約が成立してしまいます。事例のように電話で承諾してしまうと、解約料を支払う義務が生じます。業者の4・0999消費生活セールのストークに惑わ活相談電話

資料が送られるケースは少なく、口頭での承諾のみで契約が成立してしまいます。事例のように電話で承諾してしまうと、解約料を支払う義務が生じます。業者の4・0999消費生活セールのストークに惑わ活相談電話

資料が送られるケースは少なく、口頭での承諾のみで契約が成立してしまいます。事例のように電話で承諾してしまうと、解約料を支払う義務が生じます。業者の4・0999消費生活セールのストークに惑わ活相談電話